

令和8年第3回総会

山武市農業委員会会議録

令和8年3月5日 開会

令和8年3月5日 閉会

令和8年第3回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和8年3月5日（木）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - (4) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
 - (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
 - (6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について
 - (7) 令和8年度山武市農作業別標準賃金（案）について
 - (8) 山武市農業委員会「情報セキュリティポリシー基本方針」（案）について

出席委員（13名）

欠席委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（3名）

-
- ◎日程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
- 日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について
- 日程第10 議案第7号 令和8年度山武市農作業別標準賃金（案）について
- 日程第11 議案第8号 山武市農業委員会「情報セキュリティポリシー基本方針」（案）について

令和8年3月5日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

◎開会

議長

これから令和8年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号10番布施委員及び議席番号12番廣口委員を指名いたします。

◎報告

議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長 報告事項が終わりました。

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
本日も案件が大変多くなっております。審議につきましては、慎重かつ迅速な進行に御協力をお願いします。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。
申請番号1の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。
申請番号1について説明をいたします。
売買による所有権の移転となります。譲渡人は高齢で維持管理ができない。そして、譲受人は経営規模拡大のためということになっております。
先日、申請した代理人とお話をし、その経緯を確認しましたが、譲受人は農業に意欲的でありますということです。また、現地については、先日確認してまいりましたが、きれいに整地をされており、契約上の問題から今年度の耕作人の方に引き続き耕作を依頼しているということでございます。

地元としては問題ないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番の布施です。
ただいまの鈴木推進委員の御説明のとおりでございまして、何ら問題ございません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の報告を川津推進委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津です。
申請番号2について御説明いたします。
親子間の贈与による所有権の移転です。
譲受人は現在、勤め人ではございますが、休日などを利用して、定期的な管理を行っていくということでした。現地については、多少草が伸びている箇所もございましたが、荒らさないように管理していただければ地元としても問題はありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

- 布施委員** 議席番号10番の布施です。
ただいま川津推進委員の御説明のとおりでございまして、何ら問題はございません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の報告を戸村推進委員に求めます。
- 戸村推進委員** 地区担当推進委員の戸村です。
申請番号3について御説明いたします。
これについては、農業者年金の受給継続のための使用貸借権の設定でございます。
親子間の経営移譲であり、後継者で、夫婦で、今現在、ニラと水稻をやっております、地元としても別に何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。
- 議長** 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。
- 廣口委員** 議席番号12番の廣口です。
ただいまの戸村推進委員の言うとおりで、現地を確認しましたが、何ら問題はございませんでした。
権利者につきましては、許可要件を全て満たしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4の報告を戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員 申請番号4について御説明します。
売買による所有権移転でございます。現地のほうも今日の午前中確認してきまして、水田ということで田のほうも大分耕されていて、非常にきれいになっていました。
これについても別に何ら問題ないと思っておりますので、審議のほどよろしくお願ひします。
以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

廣口委員 議席番号12番の廣口です。
ただいま戸村推進委員のほうから報告がありましたとおりで、私も現地を確認してまいりましたが、何ら問題はございませんでした。
権利者につきましては、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない

い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号5の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
申請番号5番について説明させていただきます。
この申請は、使用貸借権の設定です。
親子関係でありまして、隣にいますが、経営者でもありません。先日、現地を確認してきましたが、全てにおいてきれいに耕作されておりました。何ら問題がないと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

廣口委員 議席番号12番の廣口です。
ただいまの布施推進委員のほうから報告のありましたとおりで、私も現地のほうを確認してまいりましたが、何ら問題はありません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号6の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
申請番号6番について説明させていただきます。
譲渡人は、昨年より、畑を貸したいという発言がありまして、今回、譲受人と双方合意の申請になります。譲受人はこの畑において、ハーブ、キクラゲを栽培したいそうです。
先日、現地を確認してまいりましたが、以前よりもきれいになっていましたので、何ら問題はないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま布施推進委員が説明したとおりで、何ら問題はありません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号7の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
申請番号7番について説明させていただきます。
この申請は、使用貸借権の設定です。
親子関係でありまして、何ら問題がないと思います。
先日、現地を確認してまいりましたが、全てきれいでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま布施推進委員が説明したとおりで、何ら問題はありません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員 地区担当推進委員の櫻田です。
申請番号8について説明いたします。
これは、売買による所有権の移転です。譲渡人は、高齢で維持管理ができないため、譲受人は、規模拡大のためということでした。譲受人と話をすることでできまして、今後も責任を持って水田として維持していくということでした。現地については、きれいに水田として管理がされておりました。
地元としては何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。

ただいま櫻田推進委員が説明したとおりで、何ら問題はありません。

権利者については、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号9の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。
申請番号9について説明いたします。
こちらは、農業者年金の経営移譲年金受給継続のための使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、今後も後継者である息子さんのほうで農地を耕作していくそうです。何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま今宮推進委員が説明したとおりで、何ら問題はありません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号10及び11は関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号10及び11を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号10及び11は一括審議といたします。

申請番号10及び11の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号10、11について説明いたします。

こちらは両案件とも売買による所有権の移転です。譲渡人につきましては高齢でもあり、また遠方に住んでいるということで管理がしきれないという状況でした。その中で、近場で耕作する2名の譲受人に買ってもらうということで話がまとまったということです。

現地についても確認しましたが、きれいに管理されておりましたので、地元としては何ら問題ございません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま伊藤推進委員が説明したとおりで、何ら問題はありません。権利者については、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号10及び11を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号12の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号12について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、今後は後継者である息子さんが農地を管理していくそうです。
きれいに管理されておりましたので、何ら問題ないと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま伊藤推進委員が説明したとおりで、何ら問題はありません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号12を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号13の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号13について説明いたします。
こちら、使用貸借権の設定です。
こちらの案件も親子間での経営移譲であります。娘さんの
ほうで、今後、管理するということです。
きれいに管理されておりました。何ら問題ないと思います
ので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま伊藤推進委員が説明したとおりで、何ら問題はご
ざいませぬ。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませぬか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号13を許可することに御異議のな
い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号14の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
申請番号14について説明いたします。

所有権の移転売買です。譲渡人は妻の実家の住宅及び農地を相続しましたが、こちらに住む予定もなく、また、農地を耕作する予定もないため、不動産屋さんを通じて買手を探していたところ、今回、譲受人と話がまとまったようです。

畑は2,000平米ですので、家庭菜園、自家消費用には少し広すぎるとは思いますが、軽トラ、農機具等を用意し、きれいに管理していくとのことでした。また、移住後は集落の活動にも参加していくと話されています。地元として問題ありません。

以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号13番花壇委員に求めます。

花壇委員 議席番号13番花壇です。
ただいまの佐瀬推進委員の御説明のとおりでございます、何ら問題はございません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号14を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号15の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
申請番号15について説明いたします。
賃貸借権の設定です。譲渡人は現職と農業との両立が難しいため、経営を縮小したいとのこと。譲受人は昨年ネギ

栽培をするということで農地を借り受けましたが、もう少し規模を拡大したいとのことです。新規就農してまだ数年ですが、JAにネギ、トマトなどを出荷しており、問題はないと思います。

以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。
ただいま佐瀬推進委員が説明したとおりでございます。何ら問題ないものと思われまます。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号15を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号16の報告を奈良推進委員に求めます。

奈良推進委員 地区担当推進委員の奈良です。
申請番号16について御説明いたします。
こちらは使用貸借権の設定です。
後継者である息子さんは、現在農家を継いでいるわけではなく、勤め人であるため、現地のほうは長年耕作放棄をされたような状態で、山林に近い様子でありました。このような状況ですので、ここは3条許可ではなく、地目変更などの指導を行っていただいたほうがよいのではないかと思います。
報告は以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員 3番高野です。
2日前に奈良推進委員と現地を確認してきたんですけれども、山に近いような現場なので、幾ら何でもこれでは認められないだろうということで、帰ってきましたので、よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号16を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 挙手はありません。本件は不許可にすることに決定いたしました。
続きまして、申請番号17の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。
今回、譲渡人は規模縮小、譲受人は自分のうちを耕作地と隣同士のため、相談がまとまりました。地元としては何ら問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員 3番高野です。
権利者につきましては、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号17を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。申請番号18の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

申請番号18について説明します。

こちらは使用貸借権の設定です。

親子間での経営移譲でもあり、今後も後継者である息子さんのほうで農地を耕作していくそうです。何ら問題はありませんので、よろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員

議席番号3番高野です。

今、山下推進委員が言いましたとおり、私もこの畑のすぐ近くをいつも通るのですけれども、いつもきれいになっていますので、間違いのないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号18を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号19の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第1号申請番号19について説明いたします。
賃貸借権の設定です。
譲渡人は高齢であり、農業経営を辞めるとのことでした。
譲受人は中国国籍で永住者の配偶者で経営規模の拡大のため
です。先日、現地確認をしてきました。譲渡人の住居に隣接
する農地4筆はきれいに除草されており、残りの2筆は草が
生えて除草しなければ耕作できないという現状でございま
したが、除草するとのことでありました。地元としては何ら問
題はないかと思いますので、御審議よろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員 16番の林です。
ただいまの伊藤推進委員の御説明のとおりでございます。
私も何回か現地を見てまいりました。権利者については、許
可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお
願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号19を許可することに御異議のな
い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号20及び21は関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号20及び21を一括審議としてよ
ろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号20及び21は一括審議といたします。

申請番号20及び21の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号20、21を一括して説明いたします。

譲渡人は相続で農地を取得しましたが、農業をしないため。申請番号20の譲受人は中国国籍で日本人の配偶者で新規でハウス17棟のうち9棟を借りて農業を始めたいとのこと。

申請番号21の譲受人は新規就農に当たり、ハウス残り8棟を借りて施設栽培によるスイカ生産を計画。

先日、現地を確認してきました。申請人2人ともに、農業大学校で栽培技術の実習を1年受講しており、農業機械をそろえてハウス内も除草してきれいになっていました。地元としては何ら問題ないかと思えます。御審議よろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員

16番の林でございます。

ただいま伊藤推進委員が説明したとおりでございます、ハウスの中もきれいになっておりました。

権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号20及び21を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号22の報告を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
申請番号22について説明します。
この案件は売買による所有権の移転です。譲渡人は相続により取得した農地ですが、管理ができないということで、譲受人に当該農地の売買の相談をいたしました。譲受人は自宅や耕作地に近い農地であり、利便性がいいため購入することと決めたそうです。
先日、現地を確認したところ、耕うんしてあり、管理されておりましたので、地元としても特に問題ございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員 16番の林でございます。
ただいま高橋推進委員の御説明のとおりでございます。権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願います。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号22を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号23の報告を川島推進委員に求めます。

- 川島推進委員** 地区担当推進委員の川島です。
申請番号23について説明いたします。
賃貸借権の設定になります。譲渡人は耕作できず管理できないため、また、譲受人については自給用の野菜作りで新規に耕作を始めたいということで話がまとまりました。耕作されていない土地でしたので、地元としては農地として利用されるのであれば何ら問題はございません。御審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長** 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。
- 上山委員** 議席番号5番の上山です。
ただいまの川島推進委員の御説明のとおりでございまして、何の問題はございません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号23を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号24の報告を川島推進委員に求めます。
- 川島推進委員** 地区担当推進委員の川島です。
申請番号24について説明いたします。
こちらは使用貸借権の設定です。
今後も後継者である息子さんのほうで農地を耕作していくそうです。
問題はないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

す。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいまの川島推進委員の御説明のとおりでございまして、
何の問題はございません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号24を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号25の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
申請番号25について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
親子関係で後継者である息子さんが農地を耕作していくそ
うです。何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろし
くお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいまの小川推進委員の御説明のとおりでございまして、
何の問題はございません。

権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号25を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号26の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
申請番号26について説明いたします。
売買による所有権移転です。譲渡人は破綻物件処分のため売却したい、譲受人は以前より耕作しているためとのことです。
地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号15番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号15番小川です。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号26を許可することに御異議のない

い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号27及び28は関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号27及び28を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号27及び28は一括審議といたします。
申請番号27及び28の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。
申請番号27、28について説明します。
この申請は、親子間で20年間の使用貸借権を設定することです。
譲受人については長男です。
先日、現地を確認してきました。
きれいに管理されており、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号2番佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号2番の佐瀬です。
ただいまの高宮推進委員の説明のとおりでございまして、何ら問題ないと思われまます。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号27及び28を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号29から32は申請人が重複する近隣農地での案件でございます。
お諮りいたします。申請番号29から32を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号29から32は一括審議といたします。
申請番号29から32の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。
申請番号29から32について説明します。
申請番号29については、使用貸借権の設定です。申請番号30、31、32については、基盤強化法の利用権設定、期間満了に伴い、引き続き貸借を継続するため、今回は農地法第3条で更新するということです。
いずれの案件も、現地もきれいに管理されており、地元としては何ら問題ないと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号2番佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号2番の佐瀬です。
ただいまの佐瀬推進委員の説明のとおりでございます、いずれの案件も問題ないと思われます。
権利者については、許可要件を全て満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号29から32を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

議案第2号、申請番号1について説明いたします。

こちらの申請は第2種農地への駐車場設置を目的とした申請です。

申請地は今年度の農地利用状況調査を行った中で転用を発見したものです。

申請者に話を伺ったところ、登記が山林のため、農地であることを認識していなかったようで、また、申請者の家族が施設に通っており、自宅の敷地内での送迎車両の転回等が難しいために、転回できるよう駐車場を確保するために転用したものです。故意による転用ではなく、申請者も十分反省しておりましたので、今後このような行為は繰り返さないことと思います。

近隣農地所有者もなく、地元としても問題ないと思われるので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番布施です。
本日、現地を確認してきました。
議案第2号、申請番号1についてですが、内容は先ほど高橋推進委員が説明したとおりでございます。
本件は第2種農地への駐車場設置であり、代替性の検討、信用、資力、周囲農地への影響等において問題ないと思われ
ます。したがって、許可相当と思われ
ます。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付す
ことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決
定いたしました。

◎議案第3号

議長 104ページ、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定
による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号1について説明いたします。

こちらは第1種農地への貸付資材置場設置を目的とした所有権移転の申請です。

本日、現地を確認してきました。

譲受人は土木建築業を行う法人の代表で、現在は会社近くに資材置場を所有しています。事業の拡大により今の置場が手狭となっておりまして、資材を効率的に保管、管理するために、隣接する申請地を資材置場として拡張したいとのことで申請に至りました。

申請地は耕作も行っておりませんで、隣接農地所有者の同意も得られていることから、地元としても問題はないかと思われまます。

よろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員

議席番号10番布施です。

本日、現地を確認してきました。

議案第3号、申請番号1についてですが、内容は先ほど高宮推進委員が説明したとおりでございます。

本件は第1種農地への資材置場の建設であり、原則としては不許可になる事案でございます。しかし、既存の設備の拡張で、拡張面積が既存設備の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るといふ例外規定に該当しますので、許可相当と思われるまます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
申請番号2番について説明させていただきます。
この申請は第2種農地への建売住宅2棟の建設を目的とした所有権移転の申請です。
1月に建売住宅1棟の許可申請をいただいておりますが、1棟では転用面積の上限500平米を超えているため、再度建売住宅2棟用地として申請したものです。
近隣農地所有者の同意も得ておりまして、地元としても何ら問題ないと思われまます。現地も確認済みですので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番布施です。
議案第3号、申請番号2についてですが、内容は先ほど布施推進委員が説明したとおりでございます。
本件は第2種農地への建売住宅の建設であり、信用、資力、周囲農地への影響等において問題はないと思われまます。したがって、許可相当と思われまますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めまます。

採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号3番について説明させていただきます。

こちらの申請は農用地への工事車両進入路の設置を目的とした使用貸借権の設定の申請です。

先日、現地を確認してきました。

譲受人は隣接地で特別養護老人ホームを建設予定です。建設の際に駐車場、資材置場に使用する用地への進入路が必要となることから、隣接する申請地を使用することで話がまとまったとのことでした。

近隣農地所有者の同意も得られており、地元としても特に問題はないかと思われまます。

御審議よろしく申し上げます。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員

議席番号10番布施です。

議案第3号、申請番号3についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員の説明したとおりでございます。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。
申請番号4について説明いたします。
こちらの申請は第1種農地への資材置場用地設置を目的とした賃貸借権の設定ということです。
本日、現地を確認してきました。
譲受人は天然ガスの採掘事業者であり、申請地の地下には譲受人の保有する天然ガス生産施設からかん水を輸送するパイプラインが埋設されており、送水管の管体調査及び補修工事のため、作業用ヤードを一時的に確保したいということです。
隣接農地の所有者及び耕作者からは事業計画について同意が得られており、また、工事終了後は表土を戻し、速やかに農地に復元するというところでございます。したがって、問題はないかと思われます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員

議席番号10番布施です。

本日、現地を確認してまいりました。

議案第3号、申請番号4についてですが、内容は先ほど鈴木推進委員が説明したとおりでございます。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長

136ページ、日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

番号7、25及び26は議席番号12番廣口委員の申請案件でございます。また、番号11は議席番号15番小川委員の申請案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。

これにより審議の方法についてお諮りいたします。番号7、11、25及び26を除いて一括審議とし、その後、廣口委員の案件である番号7、25及び26を審議し、続いて小川委員の案件

である番号11を審議することにして御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。この議案は、番号7、11、25及び26を除いて一括審議とし、その後、番号7、25及び26を審議し、さらに番号11を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号7、11、25及び26を除いて御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

番号7、11、25及び26を除いて採決いたします。本議案の番号7、11、25及び26を除いた案件について意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案の番号7、11、25及び26を除いた案件については意見なしと決定いたしました。

続きまして、番号7、25及び26を審議いたしますので、廣口委員の退席を求めます。

(廣口委員 退室)

議長

番号7、25及び26について御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

番号7、25及び26について採決いたします。本議案の番号7、25及び26について意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案の番号7、25及び26は意見なしと決定いたしました。

廣口委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願います。

(廣口委員 入室)

議長 番号11を審議いたしますので、小川委員の退席を求めます。

(小川(善)委員 退室)

議長 番号11について御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。

番号11を採決いたします。本議案の番号11について意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案の番号11は意見なしと決定いたしました。

小川委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願います。

(小川委員 入室)

◎議案第5号

議長 176ページ、日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員 地区担当推進委員の櫻田です。
説明させていただきます。
申請者は今年1月から新規就農者の認定を受け、それまで約6年間従業員として働いていた農家の畑、ハウス、設備、機械等一式の経営手段を引き継いで個人事業主となり、夫婦2名とパート数人を雇い、ニラの周年栽培に励んでおります。
今般、経営規模の拡大を目指し、経営状況の改善と機械設備等のさらなる充実を図り、より安定した経営に向けて経営改善計画の認定申請をする運びとなりました。
審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、番号2及び3の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
番号2について説明いたします。
更新となります。
本人と妻と長男の3人で施設・露地と、水稻の複合経営を行っております。ネギは緑肥による土づくりや適品種の選択で収量向上を目指す。5年後に年間所得1,400万円、年間労働時間2,000時間以内の安定した経営を目指すということでした。
また、3番のほうも更新となります。
本人と妻、両親、長女の5名で露地野菜と水稻の複合経営を行っている。水稻は農業機械の更新により省力化・効率化を図る。5年後の年間所得2,305万円、年間労働時間2,000時間以内の安定した経営を目指すということでした。
よろしく申し上げます。

議長 次に、番号4及び5の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員

担当推進委員の川島です。

番号4について説明いたします。

新規になります。

本人1人で稲作の経営を現在行っております。レーザーレベラーを施工して圃場を均平にしてスクミリンゴガイの被害を軽減するとともに、除草剤等の効果を向上させるということです。

番号5については更新になります。

こちらは親子になります。本人と両親3人で水稻と露地・施設野菜と複合経営を行っています。生産技術及び品質の向上により、収量・収益の向上を図るということです。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、番号6、7及び8の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号6について説明します。

更新です。

家族4人で主にネギを中心に作付けしています。栽培技術の向上と作業環境の改善をして、生産力の強化を目指すということです。

続きまして、申請番号7について説明します。

こちらも更新です。

家族3人で主にミカンを中心に作付けしています。果樹専作にして省力化を図り、観光農園化して単価の向上を目指すということです。

続きまして、申請番号8について説明します。

こちらも更新です。

1人で露地野菜とイモ類の複合経営です。繁忙期には臨時雇用のパートに来てもらいまして、休日制の導入を目指すということです。

よろしく申し上げます。

議長

次に、番号9の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
9番について説明いたします。
今回は新規で申請です。
本人は前々から農繁期の田植、稲刈りのときには手伝っていたのですが、去年から本格的に稲作を始めるということで、今回の申請になりました。
よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。
採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
番号1について説明いたします。
イチゴ、ブルーベリー狩りと直売を中心に経営を行うとのこと。令和7年2月から9年1月末まで山武市の成東観光苺組合の組合長である梶苺園にて研修を受講しています。
令和13年には、年間農業所得564万4,000円、年間労働時間

2,000時間を目指します。

10年、20年先を見据えて規模を拡大し、神奈川や埼玉、茨城に取られてしまった客を取り戻して、イチゴで大成功させたいと、かなり意欲的な方でしたので、よろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。
採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、令和8年山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
色彩選別の追加の有無及び標準賃金の額について、それぞれお諮りいたします。
まず、色彩選別(着色米除去)についてをお伺いいたします。千葉県農業会議が金額を策定しており、近隣では横芝光町が提示しているようです。
それでは、色彩選別の追加についてお諮りいたします。色彩選別を追加することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。色彩選別の項目を追加することに決定いた

しました。

続きまして、作業別標準賃金について御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

意見がないようですので採決いたします。本件について原案のとおり決定することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第8号

議長

日程第11、議案第8号、山武市農業委員会「情報セキュリティポリシー基本方針」(案)についてを議題といたします。事務局に議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。
採決いたします。本件を原案どおり制定することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり制定することに決定いたしました。
以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様からの御意見ございますでしょうか。

うか。どうぞ。

山下推進委員

推進委員の山下です。

農地法第3条で、農業者年金の使用貸借権設定とあるんですけれども、これは老後のために年金をためて、親子間での経営移譲とかは私たちがあまり口を挟む必要もないし、この件に関しては一括審議とか、何かもうちょっと手早くやるような会議の方法はないんでしょうか。

事務局長

一括審議等も考えたのですが、先ほどの17のように、現地のほうが耕作できない場合もございますので、そういうことも考えまして今回はばらばらにやらせていただきました。ただし、次回以降、現地のほうが耕作できる状態であれば、そちらは全部一括して審議し、そのほかについては別として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局長

では、次回からこのような審査方法として変えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

ほかに何かございますでしょうか。

(意見なし)

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。